

大東橋 橋梁補修工事（1 期工事）に伴う廃棄物運搬処分業務 特記仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、「大東橋 橋梁補修工事（1 期工事）に伴う廃棄物運搬処分業務」（以下「本業務」という）に適用する。

（業務目的）

第2条 本業務は、大東橋（白山市市原外1町地内）補修工事で発生する廃棄物の運搬及び処分する業務である。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分期間内の適正な処理を進めるため、低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬・処分を目的とする。

（履行期間）

第3条 履行期間は、契約締結日から令和8年1月30日までとする。また、工事箇所が積雪の影響を受けやすい箇所であるため、令和7年11月中での搬出完了が必要となる。詳細な搬出時期については、大東橋 橋梁補修工事（1 期工事）の受注者と打合せを行い決定すること。

（業務対象）

第4条 収集運搬及び処分する数量は、下記を想定している。

「鉛含有低濃度 PCB 廃棄物」

塗膜くず、研削材、ドラム缶（保管用）等 M=2,247kg

防護服、シート類、ドラム缶（保管用）等 M=1,236kg

（保管場所）

第5条 本業務の保管場所は、下のとおりとする。

大東橋橋梁補修工事（1 期工事）資材置場に令和7年11月中旬までに保管予定
（白山市市原地内）

（疑義の処置）

第6条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合、あるいは特に記載していない事項については、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

(適用事項)

第7条 本業務を実施するにあたっては本仕様書による他、契約書、共通仕様書並びに関係法規・指針に基づくものとする。

(関係機関との協議)

第8条 本業務遂行のために関係機関等との協議が必要な場合は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。

(貸与資料)

第9条 本業務を実施する上で必要な既存資料は貸与する。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保存を慎重に行うものとする。

(損害賠償等)

第10条 業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆の迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。万一、受注者の責に帰すべき事由によって発生した損害の責めは受注者が負うものとする。また、第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任において解決するものとし、その旨を速やかに発注者に報告しなければならない。

(成果品の検査・納品)

第11条 本業務の成果品の検査については、工程毎又は業務完了後、発注者の検査を受けるものとする。発注者から本仕様書に適合しないもの、あるいは本業務の目的に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者はこれを速やかに修正し、提出するものとする。

(成果品の修正)

第12条 納品の後、成果品に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見された場合は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の責任において行うものとする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務の成果品はすべて白山市に帰属するものとし、許可無く使用、流用してはならない。

(守秘義務)

第14条 本業務に関する事項については、機密を厳守し無断で第三者に漏洩してはならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

第15条 本業務で収集運搬及び処分する廃棄物は、低濃度 PCB 含有廃棄物等に該当しており、廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分期間内の適正な処理を進める。本業務の着手は、大東橋 橋梁補修工事（1期工事）の現場から発生する廃棄物の保管が完了し、搬出可能な状態となってからとする。保管場所は、大東橋橋梁補修工事（1期工事）資材置場に令和7年11月中旬までに保管予定（白山市市原地内）である。保管場所より、廃棄物を収集運搬及び処分することとする。

廃棄物として予定している塗膜の調査結果を下に示す。

・塗膜調査の結果

鉛又はその化合物含有量：76,000mg/kg(基準値 0.2 以上)

クロム又はその化合物含有量：680mg/kg(基準値 0.5 以上)

ポリ塩化ビフェニル含有量：1.7mg/kg(基準値 0.5 以上)

本業務の項目は、下のとおりとする。

○運搬処分 想定数量

「鉛含有低濃度 PCB 廃棄物」

塗膜くず、研削材、ドラム缶（保管用）等 M=2,247kg

防護服、シート類、ドラム缶（保管用）等 M=1,236kg

原則、保管場所からの搬出は、令和7年11月27日までとすること。

なお、履行期間内に無害化処理を完遂し、マニフェスト D 票を返却すること。

最終処分完了後、マニフェスト E 票を返却すること。

(法令遵守)

第16条 委託業務の実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB 廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によるほか、関係法令及び環境省が定める「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）」を遵守するものとする。

また、消防法、労働安全衛生法及びその他現行諸法令を遵守するとともに、関係各署への一切の責任を負うものとする。

(設計協議)

第17条 本業務の打合せは業務着手時、業務完了時の計2回以上および、その他必要な場合、あるいは発注者が求める場合に適時実施するものとする。

(成果品)

第18条 成果品の提出は下記の通りとする。電子媒体については納品前にウイルスチェックを行い、チェックに使ったソフト及びバージョンをディスク表面に印字して納品することとする。

1. 報告書 (A4で1部づつ)
2. 電子納品要領に対応した電子データのCD2部

(その他)

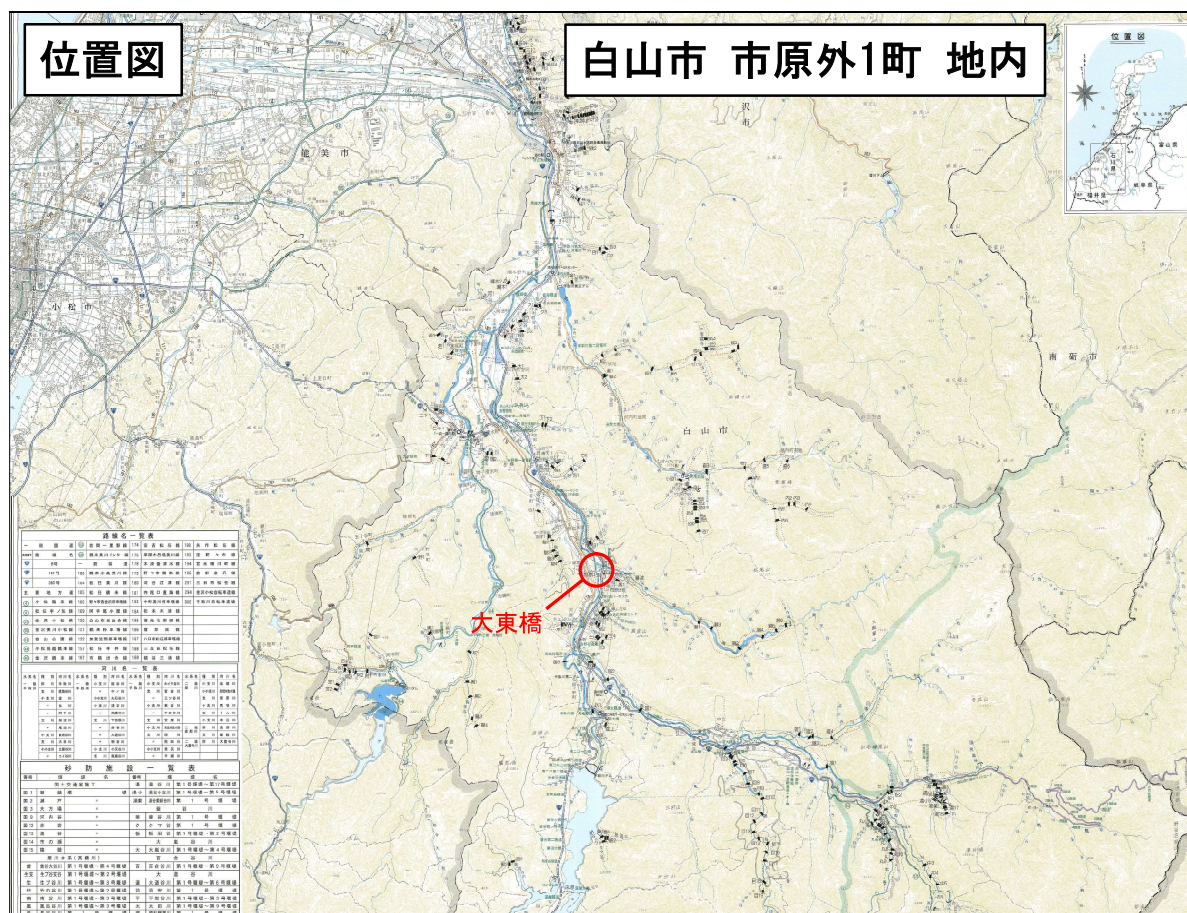
第19条 下に定める項目を遵守すること。

1. 受注者は、運搬経路図を提出するものとし、その経路に廃棄物が脱落、飛散しないよう万全の処置を講ずるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。
2. 受け渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。
3. 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、決定する。

－ 以 上 －

大東橋 橋梁補修工事（1期工事）に伴う廃棄物運搬処分業務

※大東橋位置図



位置図



拡大位置図

別途委託費（鉛含有低濃度PCB廃棄物運搬・処分）

塗膜くず＋研削材廃棄物発生量 $M=1,920.52\text{m}^2 \times 1.05\text{kg}/\text{m}^2 + 23\text{kg} \times 10\text{缶}=2,247\text{kg}$ （200Lドラム缶 $N=10\text{缶}$ を含む）

防護服・シート類発生量 $M=1,920.52\text{m}^2 \times 0.5\text{kg}/\text{m}^2 + 23\text{kg} \times 12\text{缶}=1,236\text{kg}$ （200Lドラム缶 $N=12\text{缶}$ を含む）

令和 7 年度					
業 務 委 託 (当 初) 設 計 書					
業 務 名	大東橋 橋梁補修工事（1期工事）に伴う廃棄物運搬処分業務				
業 務 場 所	白山市 市原外1町 地内				
業 務 概 要	収集運搬及び処分 収集運搬費 N = 1 式 処理費 N = 1 式				
業 務 日 数	日	履 行 期 限	令和 年 月 日	地 区	
工 種 区 分		歩 掛 単 価 適 用 記 号	令和 7 年 5 月 1 日	附 属 図 面	枚

業 務 仕 様

本業務は、図面並びに設計内訳、下記の特記仕様により施工すること。

特 記 仕 様

内訳表

25-05-00-0392-0

3 頁

費目 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
収集運搬及び処分					0001
収集運搬及び処分					0002
収集運搬費					0003
運搬作業（諸経費含む）					0004
運搬作業（鉛含有低濃度PCB廃棄物） 荷姿：ドラム缶	1.	式			0005 X0000001
処理費					0006
処理費（諸経費含む）					0007
処理費（鉛含有低濃度PCB廃棄物） 塗膜くず、研削材、ドラム缶（保管用）等	1.	式			0008 X0000002
処理費（鉛含有低濃度PCB廃棄物） 防護服、シート類、ドラム缶（保管用）等	1.	式			0009 X0000003

内訳表

25-05-00-0392-0

4 頁

[illegible]

登録単価表

505-T-08-523-008

5 頁

[illegible]